



発表項目 (行事名)	令和元年度 地域での見守り活動連携会議		
記者レクチャー のお知らせ		発表者	
		発表場所	
概要	<p>◆行事の目的</p> <p>高齢者や障がいのある方など、福祉的な支援を必要とする方々が地域から孤立することなく安心して暮らせるよう、地域における見守り活動の一層の推進を図るため、「令和元年度地域での見守り活動連携会議」を開催します。</p> <p>〈会議の概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日時 令和2年2月6日(木) 10時00分～11時00分 ○ 場所 北海道庁別館 9階 第2研修室 (札幌市中央区北3条西7丁目) ○ 主な議題 <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者を地域で支える関係機関連携等の状況について ・共生型地域福祉拠点と地域における見守り活動について ・見守りネットワーク及び合鍵預かり事業について ・ENTRANCE (安平町復興ボランティアセンター) について 		
参考	<p>本会議は、市町村と民間事業者などが連携・協力し、市町村における見守り体制づくりや生活支援などが円滑に推進するための方策を協議することを目的として、平成24年12月に「地域での見守り活動連携会議」を設置したものです。</p>		

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	

担当 (連絡先)	保健福祉部福祉局地域福祉課地域福祉推進グループ (担当者: 河谷主幹) TEL ダイヤルイン 011-204-5267 内線 25-604		
-------------	--	--	--

地域での見守り活動連携会議設置要綱

(目的)

第1条 高齢者や障がいのある方など、福祉的な支援を必要とする方々が、地域から孤立することなく安心して暮らすことができる体制づくりを進めるため、市町村と関係機関や民間事業者などが積極的に連携・協働し、地域における見守り活動を推進することを目的として、「地域での見守り活動連携会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における見守り活動に関する取組の情報共有
- (2) 地域における見守り体制づくりの推進に必要な方策の検討
- (3) その他、会議の目的達成のため必要と認められる事項

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる機関、団体をもって構成することとし、座長は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課長の職にある者を充てる。

- (1) 北海道
- (2) 北海道警察本部
- (3) 北海道市長会
- (4) 北海道町村会
- (5) 日本赤十字社 北海道支部
- (6) 社会福祉法人 北海道共同募金会
- (7) 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
- (8) 一般社団法人 北海道町内会連合会
- (9) 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
- (10) 一般財団法人 北海道老人クラブ連合会
- (11) 一般社団法人 日本ガス協会 北海道部会
- (12) 一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 北海道支部
- (13) 一般社団法人 北海道LPGガス協会
- (14) 北海道石油業協同組合連合会
- (15) 北海道電力株式会社
- (16) 株式会社 朝日新聞 北海道支社
- (17) 株式会社 北海道新聞社
- (18) 株式会社 毎日新聞社 北海道支社
- (19) 株式会社 読売新聞東京本社 北海道支社
- (20) 日本郵便株式会社 北海道支社
- (21) 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 北海道支部
- (22) 公益社団法人 全日本不動産協会 北海道本部
- (23) 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 北海道支部
- (24) 公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会
- (25) 生活協同組合コープさっぽろ
- (26) その他座長が必要と認めた団体等

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 会議は、必要に応じ議題に関連する構成機関等のみをもって開催することができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関する事項は、座長が別に定める。

附則 この要綱は、平成24年11月29日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年12月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年12月22日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年8月4日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年12月10日から施行する。